



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

上場会社名	株式会社ゼンリン
代表者	代表取締役社長 高山 善司
(コード番号	9474)
問合せ先責任者	執行役員コーポレート本部長 松尾 正実
(TEL	093-882-9050)

株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 23 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、平成 28 年 6 月 17 日開催予定の第 56 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）でご承認いただくことを前提として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

本日開催の取締役会において当社の監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役（以下、あわせて単に「取締役」といいます。）に対する新たな株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、取締役の報酬と当社の中長期業績及び株式価値との連動性をより明確にし、監査等委員である取締役以外の取締役（業務執行取締役であるもの）が中長期的な業績の向上と企業価値の拡大に貢献する意識を高めること、監査等委員である取締役以外の取締役（業務執行取締役以外の取締役であるもの）及び監査等委員である取締役が、監査又は監督を通じた企業価値の拡大に貢献することを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

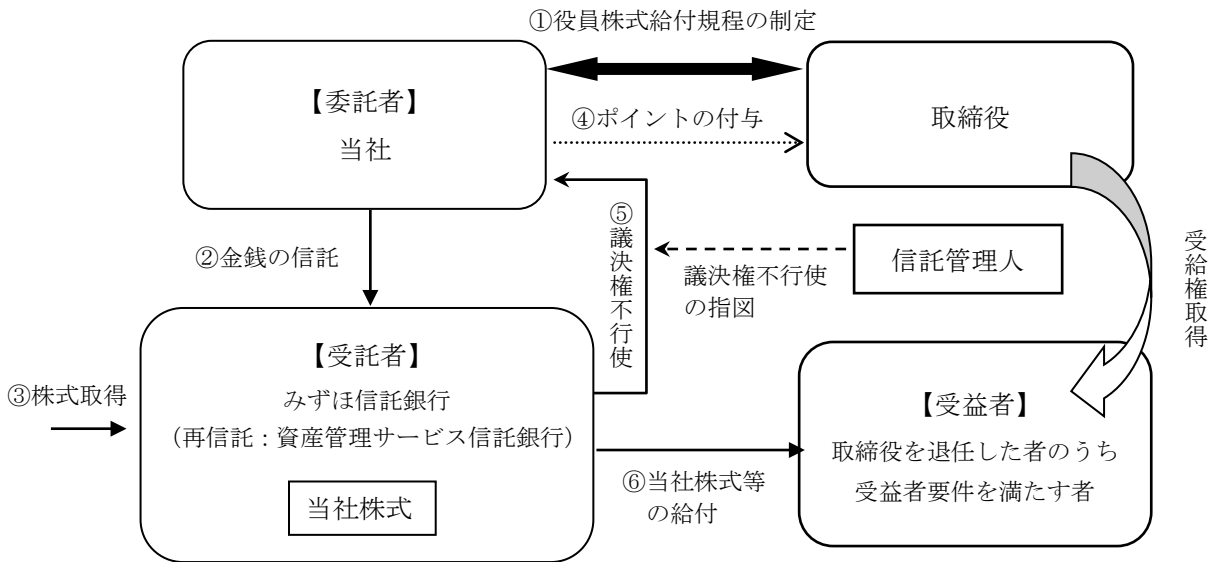
2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程（ただし、監査等委員である取締役に関する部分については、その制定及び改廃につき、監査等委員である取締役の協議による同意を得るものとします。）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」とい

います。)が信託を通じて給付される株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役

(3) 信託期間

平成 28 年 8 月又は 9 月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 当社が本信託に拠出する金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための株式取得資金として、200 百万円（うち、監査等委員である取締役以外の取締役分として 190 百万円、監査等委員である取締役分として 10 百万円）を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として、200 百万円（うち、監査等委員である取締役以外の取締役分として 190 百万円、監査等委員である取締役分として 10 百万円）を上限として本信託に追加拠出することといたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案で承認を得た上限の範囲内といたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引受ける方法によりこれを実施いたします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、100 千株を上限として取得するものいたします。

(6) 取締役に給付される当社株式等の具体的な内容

当社は、各事業年度に関して、監査等委員である取締役以外の取締役（業務執行取締役であるもの）に対しては、役位、業績達成度等により定まる数のポイントを付与し、監査等委員である取締役以外の取締役（業務執行取締役以外の取締役であるもの）及び監査等委員である取締役に対しては、役位により定まる数のポイントを付与いたします。

これは、現在の取締役への役員報酬支給水準、員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1 ポイント当たり、

当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時までに当該取締役が付与されたポイントを合計した数といたします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）取締役に対する当社株式等の給付時期

当社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（6）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができるものといたします。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該確定ポイント数に対応する当社株式の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けるものといたします。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（8）本信託内の株式に係る議決権

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（9）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、給付されることとなります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社

- ④ 受益者：取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定です
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 28 年 8 月又は 9 月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 28 年 8 月又は 9 月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 28 年 8 月又は 9 月（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上